

## 第10次滋賀県交通安全計画の策定について

### 1 第10次滋賀県交通安全計画(案)の位置付け

交通安全対策基本法第25条に基づき、滋賀県の陸上交通の安全に関する総合的かつ長期的な施策の大綱であり、交通安全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために策定される計画である。

同法の規定により滋賀県交通安全対策会議が作成するもの

### 2 第10次滋賀県交通安全計画(案)の概要

(平成28年度～平成32年度：5年間)

#### 計画の目標(中間目標)

平成32年までに滋賀県における  
年間死者数を45人以下 年間死傷者数を6,000人以下  
にする。

#### 主な施策

- ・高齢者および子どもの安全確保対策
- ・歩行者および自転車の安全確保対策
- ・生活に密着した身近な道路および交差点における安全確保対策

#### 滋賀の特色ある取組

- ・滋賀交通ビジョン(エコ交通への転換、公共交通の維持確保・利便性向上等)
- ・滋賀県自転車の安全で適正な利用の促進に関する条例  
(自転車損害賠償責任保険等の加入義務、乗車用ヘルメットの着用推進等)
- ・高齢者事故防止対策  
(新高齢者講習制度等の導入、運転免許証自主返納高齢者支援制度等)

### 3 計画策定のスケジュール

#### 作成経過

平成27年11月6日 中央交通安全対策会議が第10次交通安全基本計画(中間案)を提示

平成27年11月27日 滋賀県交通安全対策会議幹事会にて計画の作成依頼

平成28年1月29日 滋賀県交通安全対策会議幹事会にて計画(案)取りまとめ

平成28年3月9日 政策・土木交通常任委員会へ計画(案)報告

平成28年3月17日 県民政策コメントの実施(4月18日募集終了)

#### 今後の予定

平成28年6月 県民生活・土木交通常任委員会へ結果報告

平成28年6月以降 滋賀県交通安全対策会議にて採決、計画策定